

発議第 1号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の
提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

平成28年6月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小梅 洋子
" " 塚 本 眞
" " 若山 明廣

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

広島・長崎への原爆投下から70年を経て、いま世界では核兵器禁止の流れが大きく前進しています。2012年に16カ国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年（2013年）の第9回NPT（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国の8割を超える159カ国に広がり、第70回国連総会では核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択されました。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条約、それに準じる法的措置を求める流れの強まりにあります。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府は「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められています。

いまや世界の大勢は明瞭です。しかし核保有5カ国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」（＝段階的な核軍縮）を主張して核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けています。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にあります。日本政府は昨年のNPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国の共同声明に名を連ねています。核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と声明が訴えている意味は非常に大きいです。自ら賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務です。

日本政府に次のことを要望します。

1. 核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、被爆国としてふさわしい行動をとること。
2. 米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。被爆国日本がアジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年6月14日

北海道江差町議会議長 打越 東丞夫